

第 118 回まちづくり審議会大規模小売店舗等立地部会議事要旨

- 1 日 時 令和 5 年 2 月 3 日 (金)
午後 2 時から午後 3 時 30 分まで
- 2 場 所 ひょうご女性交流館 501 号室
- 3 出席者 部会長 山下 淳
委員 岡 絵理子
委員 北川 博巳
委員 片山 朋子
委員 住友 聡一
- 4 審議案件
第 1 号議案 西宮市における(仮称)コーナンPRO西宮北インター店の新築に係る知事の意見について(条例第 4 条第 2 項)
- 5 審議の概要 別紙のとおり

議案1：(仮称)コーナンPRO西宮北インター店

審議の概要

事務局から計画施設の概要（まちづくりに関する計画との整合に関する事項、駐車需要の充足等交通に係る事項等）について説明した後、審議を行った。

委員：水路を蓋掛けして道路幅員を6mとしているが、当該店舗の営業形態から、トラック等の大型自動車での来店が多いと考えられるが交通上支障はないのか。

事務局：既存店舗の調査から、ミニバンやワンボックスカーなどの普通自動車、小型トラックで来店している。大きい資材については、配送センターから指定場所へ直接配送するため、通常は4tトラックのような大型自動車が流通センター東交差点から出入口まで通ることはない。

委員：搬出入車両は西宮北インターからの入庫のみとすると記載があるが、県道82号線から来た車両はどの経路で出入庫するのか。

事務局：搬入車両は、必ず西宮北インターを通過して入庫し、県道82号線からの入庫はしない計画である。また、兵庫県警察から県道82号線からの搬出入車両の入庫は禁止されているため、基本計画書に記載しており、同様に法律の届出時にも記載する。

委員：工事等で西宮北インターの出入口を閉鎖された場合はどうするのか。

事務局：西宮北インターからの車がなく、車の交錯がないため、臨時的に県道82号線から搬入する等臨機応変に対応することになる。

委員：出入口に誘導する看板は設置されているが、他の周知方法は何かあるのか。

事務局：広告ちらしでの周知に併せて、ホームページでの周知を行う。また、

当該店舗については、会員に対しダイレクトメールを送り、来退店経路等について周知する。

委員： 道路幅は6 mあるが、来店車両と退店車両が大きめのバンだった場合、すれ違いは可能か。来店経路と退店経路を別ルートにした方が車両のすれ違いも少なくなるがどうか。また、周辺の交通状況はどうか。

事務局： 一般的に、ヴェルファイアなどの大きめのミニバンでも、車幅は2 m弱で、道路幅員は6 mあるため、すれ違いは問題ないと考える。また、交通量については、当該道路は袋路状道路となっているほか、周辺施設の結婚式場や事業所のものと思われる駐車場がある程度であり、交通量は少ない状況である。そのため、出入口を右折出庫させても、問題ないと考える。

委員： 留意事項に、「流通センター東交差点から出入口までの経路は交差点が多く複雑であることを考慮し、来店車両に起因する諸問題に対し、適切に対応すること」と追記願いたい。

事務局： 承知した。

委員： グーグルで見ると、道が狭く見える部分もあるが、今後、6 mを確保するように整備するということか。途中で電柱も立っている。

関係人： 来退店経路全てについて、市道であるため西宮市の立ち会いのもと、幅員が確保されていないところは側溝に蓋掛けして6 mの幅員を確保している。ただ、電柱は道路内に設置されているため、その部分だけ6 m確保できない。

委員： 分かった。

委員： 来退店経路について、県道を左折した後の交差点には、誘導看板は設置するのか。

関係人：看板を設置した方が分かりやすいため、道路際に看板を設置するための交渉をしたが不可であった。そのため、広告、ホームページで周知するほか、ダイレクトメールで会員に新規店舗の開店と来退店経路等について周知する。

委員：天上橋交差点から北上する国道176号から西に向かって来店する車については、全く想定していないのか。そのルート上には住宅地があるため、通行不可という要望が地元から出ていないか。

関係人：地元と協議した結果、国道176号からのルートは案内経路には入れないでほしいという要望があったため、案内経路とはしていない。

委員：開店時や繁忙時には、住宅地を通過する可能性があり、来退店経路を誘導するため、交差点に交通誘導員を配置されたい。

関係人：承知した。

委員：留意事項に開店時及び繁忙時等は、主要な交差点に交通誘導員を配置する旨について追記いただきたい。

事務局：承知した。

委員：事業者に対する意見だが、店舗の立地条件を含め、利用者の視点に立った計画をお願いしたい。

委員：事業者として、様々なことを配慮して計画していると思うが、立地場所の選定にあたっては、もう少し配慮をいただきたい。

(各委員に諮った上で) 原案どおり知事の意見は有しないものとし、留意事項の修正を検討されたい。修正結果については、別途確認する。

【審議結果：条例第4条第2項の規定による知事の意見（案）】

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 県道 82 号大沢西宮線の出入口は、搬出入車両の専用出入口としての運用を徹底すること。また、搬出入の際には、出入口に交通誘導員を配置するなど、西宮北インターチェンジからの車両の通行に支障がないよう配慮すること。
- 3 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。
- 4 開店時及び繁忙時等は、駐車場の出入口及び来退店に係る流通センター東交差点から出入口までの主要な交差点等に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫及び路線バスの円滑な運行の確保を図ること。
- 5 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑、歩行者等の安全確保上の懸念、その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
特に、流通センター東交差点から出入口までの経路は交差点が多く複雑であることを考慮し、来店車両に起因する諸問題に対し、適切に対応すること。
- 6 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

※下線部は修正事項